

大阪府教育委員会は、府内市町村（大阪市・堺市・豊中市・池田市・箕面市・豊能町・能勢町を除く。）の公立小・中・義務教育学校において魅力ある学校づくりをすすめるため、組織をまとめるマネジメント力と教育に対する熱意を持ち、柔軟な発想や企画力をいかした学校運営や学校の課題を解決できる優れた人材を幅広く募集し、選考を実施します。

1 求める人物像

- （１）学校の教職員の意欲を引き出し、リーダーシップを発揮できる者
- （２）民間企業等で培われた柔軟な発想、企画力を有する者
- （３）社会の動向に対する洞察力と先見性を有する者
- （４）組織マネジメントによる学校組織の活性化を推進できる者
- （５）これまで培ってきた人的ネットワークや渉外能力を活用し、地域との連携のもと、開かれた学校づくりを推進できる実行力を有する者
- （６）特に、配置予定市が求める人物像
○枚方市・・・働き方改革を推進し、教職員が健康でやりがいを持って勤務できる職場をつくり、本市の教育課題に主体的に取り組む人材の育成と、児童が安心して通える学校経営ができる者。

2 配置予定の学校

○枚方市内の公立小学校

3 採用予定人数

計１名

4 採用形態

一般職の任期付職員の大阪府公立小学校長として採用

※「大阪府一般職の任期付職員の採用等に関する条例」に基づく一般職の任期付職員（校長）
（ただし、研修期間中は大阪府教育庁の会計年度任用職員として採用）

5 採用期間

令和８年４月１日～令和１１年３月３１日

（研修期間：原則として令和８年１月１日～令和８年３月３１日）

6 応募資格

次の各号に掲げる項目に該当する者

- （１）日本国籍を有し、地方公務員法第１６条及び学校教育法第９条に該当しない者
- （２）平成１１年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けている者（心神耗弱を原因とするもの以外）に該当しない者
- （３）昭和３８年４月２日から平成３年４月１日までに生まれた者
- （４）民間企業や行政機関、研究・教育機関等において、管理職の経験を有する者又はそれと同等以上の経験を有する者
- （５）教育に関する見識と情熱を有する者
- （６）原則として令和８年１月１日から勤務（「13 研修について」で定める研修）が可能な者

7 選考方法

◇ 一次選考 書類選考

- ・受験申込書（別紙１・２）および論文を選考（審査）の対象とします。

◇ 二次選考 面接選考

面接日 令和７年７月５日（土）

◇ 三次選考 面接選考

面接日 令和７年８月３１日（日）

※ 上記選考日は予告なく変更することがあります。また、応募者が選考日を指定することはできません。

※ 一次選考の結果通知は６月下旬、二次選考の結果通知は８月上旬、三次選考の結果通知は９月下旬に発送する予定です。

※ 一次選考合格者に対して二次選考を行い、二次選考合格者に対して三次選考を行います。なお、選考の結果、合格者のない場合があります。

※ 一次選考合格者には、二次選考の面接日時及び場所等の詳細を別途通知します。

※ 二次選考合格者には、三次選考の面接日時及び場所等の詳細を別途通知します。

8 受付期間

令和７年４月２２日（火）～令和７年６月１１日（水）

9 応募にあたっての留意事項

同時に公募する大阪府立学校校長の公募選考への重複申込みはできません。

重複して申込みが行われた場合は、全ての申込みを無効とします。

10 応募方法・応募先

（１）応募方法 簡易書留による郵送に限ります（令和７年６月１１日（水）消印有効）。

（２）応募先

〒５４０－８５７１ 大阪府中央区大手前２丁目

大阪府教育庁 教職員室 教職員人事課 小中学校人事グループ

11 提出書類

（１）受験申込書（別紙１・２）

※ パソコン・自筆の別は問いません。

※ 別紙２に、ご自身のこれまでの組織マネジメントの経験において、最もマネジメント能力を発揮した事例を記入してください（１，２００字程度）。

（２）論文（参考様式）

※ 「枚方市の小学校長として私が取組みたい課題とその解決策」を２，０００字以内で記載したもの。

※ 参考様式を参照し、Ａ４判・横書きで作成してください。

パソコン・自筆の別、行内文字数・１頁の行数は問いません。

（３）返信用封筒１通

・長形３号封筒に４６０円分の切手を貼り、返送先の住所、氏名を記入してください。

* 提出された書類は返却しません。また、申込書等に記入された情報は、大阪府個人情報保護条例に基づき適正に管理します。なお、情報は個人が特定されない形で統計処理し、今後の採用選考の円滑な実施のために用いる場合がありますが、それ以外の目的に使用することはありません。

12 給与等（令和７年４月時点）

・給料及び諸手当等については、大阪府の「職員の給与に関する条例」その他関係諸規程に基づき支給します。

※ 給与年収は、通年で勤務した場合、現在の試算では、満45歳で採用初年度：約870万円、採用2年目：約960万円、満55歳で採用初年度：約900万円、採用2年目：約990万円となります。ただし、扶養・住居・通勤手当等は含みません。また、給料は経歴等により異なります（大阪府人事委員会勧告等を踏まえ、給与改定を実施する場合があることから、給与年収については変更になる場合があります。採用初年度6月期の期末勤勉手当は在職実態に応じた期間率（30％）が適用されます。）。

13 研修について

- ・研修期間（原則として令和8年1月1日から令和8年3月31日まで）は、大阪府教育庁の会計年度任用職員として採用されます。
 - ※ 地方公務員法に基づく一般職の地方公務員（パートタイム会計年度任用職員）となります。
 - ※ 地方公務員法及び条例（職員の政治的行為の制限に関する条例）による政治的行為の制限など、いくつかの義務が課されます。
- ・原則、週4日・週29時間（月・火・木・金 9時30分～17時30分（うち休憩時間45分）、ただし1月1日～1月3日及び休日除く）の勤務（研修）となります（原則、全時間勤務（研修）いただく必要があります。）。
 - ※ 勤務（研修）日時については、変更になる場合があります。
- ・研修期間中は報酬として、月額360,000円を支給します（通勤に要する費用については、別途、実費相当額を支給します。）。

14 その他

- ・令和7年度末で、大阪府公立小・中・義務教育学校任期付校長の任期が満了する者も応募可能です。
 - ・校長を含む公立学校教職員は、地方公務員法により、営利企業への従事等が制限されます。
- 《参考：地方公務員法第38条（営利企業への従事等の制限）》

問合せ先 大阪府教育庁 教職員室 教職員人事課 小中学校人事グループ
〒540-8571 大阪市中央区大手前2丁目【電話06（6944）1659 内線3496】
【FAX 06（6944）6897】

〔参考〕

○ **地方公務員法第16条(欠格条項)**

次の各号のいずれかに該当する者は、条例で定める場合を除くほか、職員となり、又は競争試験若しくは選考を受けることができない。

- 1 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- 2 当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- 3 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあつて、第60条から第63条までに規定する罪を犯し刑に処せられた者
- 4 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

○ **学校教育法第9条(校長・教員の欠格条項)**

次の各号のいずれかに該当する者は、校長又は教員となることができない。

- 1 禁錮以上の刑に処せられた者
- 2 教育職員免許法第10条第1項第2号又は第3号に該当することにより免許状がその効力を失い、当該失効の日から3年を経過しない者
- 3 教育職員免許法第11条第1項から第3項までの規定により免許状取上げの処分を受け、3年を経過しない者
- 4 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

○ **地方公務員法 附則（平成11年12月8日法律第151号）第3条**

民法の一部を改正する法律（平成11年法律第149号）附則第三条第三項の規定により従前の例によることとされる準禁治産者及びその保佐人に関するこの法律による改正規定の適用については、次に掲げる改正規定を除き、なお従前の例による。

○ **学校教育法 附則（平成11年12月8日法律第151号）第3条**

民法の一部を改正する法律（平成11年法律第149号）附則第三条第三項の規定により従前の例によることとされる準禁治産者及びその保佐人に関するこの法律による改正規定の適用については、次に掲げる改正規定を除き、なお従前の例による。

○ **民法の一部を改正する法律 附則（平成11年12月8日法律第149号）第3条**

旧法の規定による禁治産の宣告は新法の規定による後見開始の審判と、当該禁治産の宣告を受けた禁治産者並びにその後見人及び後見監督人は当該後見開始の審判を受けた成年被後見人並びにその成年後見人及び成年後見監督人とみなす。

- 2 旧法の規定による心神耗弱を原因とする準禁治産の宣告は新法の規定による保佐開始の審判と、当該準禁治産の宣告を受けた準禁治産者及びその保佐人は当該保佐開始の審判を受けた被保佐人及びその保佐人とみなす。
- 3 前項に規定する準禁治産者以外の準禁治産者及びその保佐人に関する民法の規定の適用については、第846条、第974条及び第1009条の改正規定を除き、なお従前の例による。

○ **地方公務員法第38条(営利企業等の従事制限)**

職員は、任命権者の許可を受けなければ、商業、工業又は金融業その他営利を目的とする私企業（以下この項及び次条第1項において「営利企業」という。）を営むことを目的とする会社その他の団体の役員その他人事委員会規則（人事委員会を置かない地方公共団体においては、地方公共団体の規則）で定める地位を兼ね、若しくは自ら営利企業を営み、又は報酬を得ていかなる事業若しくは事務にも従事してはならない。

- 2 人事委員会は、人事委員会規則により前項の場合における任命権者の許可の基準を定めることができる。